

ICC コンサルタンツ
中学・高校短期留学プログラム
契 約 条 項

対象：中学、高校生

< (株) ICC コンサルタンツ >

2020年2月18日改訂

ICC 中学高校短期留学プログラム契約条項

株式会社 ICC コンサルタンツ（以下「甲」といいます）が主催する「ICC 中学高校短期留学プログラム」（以下「本プログラム」といいます）について、甲と留学参加者（以下「乙」といいます）は、乙の法定代理人の同意を得て次のとおり契約（以下「本契約」といいます）を締結しました。

第1条 [本プログラムの目的]

本プログラムは、オーストラリア・ニュージーランドの中学高校にある ESL（留学生のための英語コース）または現地校に留学希望をもつ乙に対し、適切な中学高校（以下「留学先」といいます）を紹介し、留学に必要な諸手続を乙に代わって手配し、留学期間中の現地アドバイザーを通じて乙の留学生生活を要所でサポートするなどのサービスを提供し、乙の留学生活の便宜を図ることを目的とするものです。

第2条 [甲の行なうサービスの内容]

甲が乙に対し、提供するサービスは以下のとおりです。

- (1) 学校入学手続き…（本契約第3条参照）
- (2) 渡航手続き…航空券等の手配取次と留学生傷害保険の手配
- (3) 出発前オリエンテーション
- (4) 現地アドバイザーによる現地でのサポート…（本契約第4条参照）

第3条 [学校入学手続き]

本契約第2条 [甲の行なうサービスの内容] (1) に定める「学校入学手続き」の内容は以下のとおりです。

- (1) 入学手続き
甲は、留学先への入学のための書類調整、入学申請、必要に応じての入学交渉、及び滞在先の確保を行います。
- (2) 学費・必要経費の支払代行
甲は、前項により入学許可された留学先への学費・滞在費等の必要経費の支払代行を行いません。請求及び支払い方法は、本契約第7条に定めるとおりとします。

第4条 [現地アドバイザーによる現地でのサービスの内容]

本契約第2条 [甲の行なうサービスの内容] (4) に定める「現地アドバイザーによる現地でのサポート」の内容は以下のとおりです。

- (1) 到着時のサービス
ホストのルール等の確認等を含む日本語による現地オリエンテーション
- (2) 留学先に関するサービス
・入学手続きの確認
・必要に応じてなされる留学先との連絡・交渉
・ホストファミリーの変更の必要性が認められる場合の依頼
- (3) 滞在先に関するサービス
必要に応じてなされるホストファミリーとの連絡・交渉
- (4) 留学中の乙に関するサービス
・生活指導のアドバイス（ホームシック対策含む）
・緊急時のご両親等保護者からの乙へのメッセージ伝達
・緊急時における保護と日本への連絡および状況報告
- (5) ご両親等の保護者に対するサービス
・必要に応じて行なう報告（非定期）
・緊急時の連絡体制の提供

第5条 [参加費用]

乙は、甲に対し甲が提供する第2条、第3条、及び第4条所定のサービスに対する対価として、次に定める本プログラム参加費用を支払います。

プログラム参加費用：

- 1 週間：170,000 円（国内取引 100,000 円に対する消費税 10%含む）
- 2 週間：190,000 円（国内取引 100,000 円に対する消費税 10%含む）
- 3 週間：210,000 円（国内取引 100,000 円に対する消費税 10%含む）
- 4 週間：230,000 円（国内取引 100,000 円に対する消費税 10%含む）
- 5 週間：250,000 円（国内取引 100,000 円に対する消費税 10%含む）
- 6 週間：270,000 円（国内取引 100,000 円に対する消費税 10%含む）

* 上記所定週間を超える場合、1 日追加にあたり 2,900 円を追加させていただきます。

第6条 [参加費用に含まれない経費]

次の費用をはじめとする本プログラムのサービス範囲外の費用は参加費用に含まれません。この費用に関しては、乙が別途支払う必要があります。

- ・ 日本～留学先間の航空運賃を含む交通費
- ・ 海外旅行傷害保険（留学生保険）
- ・ ビザ申請費用（取得必要な場合）
- ・ 空港送迎料
- ・ 留学先の登録料、授業料、課外活動費、教材費等の学校関連費用とホームステイ費用とホームステイ先手配費用
- ・ 通学のための交通費
- ・ 日用品代
- ・ 乙の緊急時に甲が出捐した交通費、宿泊費、電話代、その他実費
- ・ その他、電話代、お小遣い等を含めた乙の個人的な費用

第7条 [留学費用等の支払い]

- (1) 乙は、学費・滞在費等の現地必要経費などを指定された期日までに指定の銀行口座に振り込むものとします。留学費用等は受け入れ先が期日を定めている場合や、制度上必要な場合を除き、出発予定日から起算して 90 日以上前にお支払いいただくことはありません。指定の期日までに入金されない場合、留学手続きを停止したり希望の出発日までに留学手続きが完了出来なくなる場合があります。
- (2) 学費・滞在費等の現地必要経費は何の予告もなく変更されます。変更になった場合、乙は甲に対し指定の方法で、必要な差額を支払うものとします。
- (3) 学費・滞在費等の現地必要経費の甲から乙への支払いは円貨とします。適用する為替レートは、請求日当日の三井住友銀行の TTS 送金レートを一律 3 円加算したものとします。ただし、請求日当日が銀行休業日の場合、翌営業日の TTS 送金レートを適用します。

第8条 [契約の成立]

乙の本プログラムへの参加には、乙が甲指定の参加申込書に所定事項を記入し、両親等の法定代理人の同意を得た上で、参加申込証拠金を添え参加申込書を甲に対して提出し、甲においてこれを受け付けた時点で本契約は成立します。なお、契約成立日は、甲が参加申込証拠金を受領した日とします。参加申込証拠金は、本契約が成立した時点で本契約第5条 [参加費用] に定める参加費用の一部に充当します。

第9条 [解約と返金]

(1) 乙が乙の事情で本契約を解除した場合、乙は甲に対し、次の区分に従って解約料を支払うものとします。但し、解約日が②および③のいずれにも該当する場合には③が適用されるものとします。

- ① 契約締結日から起算して8日目までになされた解約 … 解約料なし
- ② 契約締結日を基準とする解約料

イ) 契約締結日から起算して9日目以降30日目までになされたキャンセル
…33,000円

ロ) 契約締結日から起算して31日目以降60日目までになされた解約
…44,000円

ハ) 契約締結日から起算して61日目以降になされた解約
…55,000円

- ③ 出発予定日および現地到着日を基準とする解約料

イ) 出発予定日の70日前から51日前までになされた解約
…55,000円

ロ) 出発予定日の50日前から26日前までになされた解約
…77,000円

ハ) 出発予定日の25日前から15日前までになされた解約
…99,000円

ニ) 出発予定日の14日前から出発予定日前日までになされた解約
…参加費用の全額

ホ) 出発予定日以降になされた解約
…参加費用の全額

第10条 [参加条件等]

乙から甲に対する申し込みがなされた場合においても、以下の各場合、甲は契約申込みを受け付けません。

- (1) 乙の申込みが、甲の定める参加条件に適合しない場合
- (2) 乙が甲の定めた「留学に関する適性」を欠くとみなされる場合
- (3) その他甲の業務上やむをえない事情がある場合

第11条 [契約内容の変更]

甲は、以下の場合、本契約の内容を変更することができます。この場合、甲から乙に対して、本プログラム参加費用の返還はしません。

- (1) 不可抗力の事由により、甲が義務を履行することが不可能または著しく困難になった場合
- (2) 乙が日本国の公序良俗に反する行為をはじめ日本国の法令に違反する行為をなし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙の本プログラムへの参加が不相当であると認めた場合
- (3) 乙が留学国の公序良俗に反する行為をはじめ留学国の法律その他の法令に違反する行為をなし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙の本プログラムへの参加が不相当であると認めた場合
- (4) 甲の判断による止むを得ない事情により、乙の教育機関等の留学先及び現地アドバイザーを変更する必要がある場合
- (5) 乙から契約内容の変更の申し出があった場合

(6) その他止むを得ない事情により契約内容変更の必要が生じた場合

第12条 [契約の解除]

以下の場合、甲は、直ちに本契約を解除することができます。

- (1) 乙が留学先からの放校／退学処分、その他の理由により在学資格が失われた場合
- (2) 乙または保護者等の法定代理人が甲に対して申告した事実に虚偽または、既往症の未申告などの重大な遺漏があった場合
- (3) 乙の事情により、乙が本プログラムの参加を取り止めた場合
- (4) 乙が留学国または留学先の指定する留学生義務保険又は同等の内容を満たす任意の海外旅行傷害保険（留学生保険）に加入せずに渡航、または解約した場合
- (5) 甲の判断により乙の留学継続が乙の健康上の理由により困難であると判断した場合
- (6) 乙が日本国の公序良俗に反する行為をはじめ日本国の法令に違反する行為をなし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙の本プログラム参加が不適當であると認めた場合
- (7) 乙が留学国の公序良俗に反する行為をはじめ留学国の法律その他の法令に違反する行為をなし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙の本プログラム参加が不適當であると認めた場合
- (8) 乙が麻薬、覚醒剤、毒物を所持または使用等した場合
- (9) 乙が甲に対し、所定の期日までに参加費用全額の支払を完了しなかった場合
- (10) 乙が正当な理由なく、オリエンテーション等の甲または現地アドバイザーによる事前ガイダンスを受領せず、甲または現地アドバイザーが本プログラムのサービスを提供するのに困難な事情がある場合
- (11) 乙が正当な理由なく、乙の留学生生活を円滑にする目的で、甲または現地アドバイザーが行う指示に従わないため、甲または現地アドバイザーが本プログラムのサービスを提供するのに困難な事情がある場合
- (12) その他甲において、本プログラムの目的・趣旨に照らして乙のプログラム参加が不適當であると認めた場合

※以上の契約の解除事項に該当する場合、支払われた費用、所用実費は返金されません。

第13条 [責任範囲]

甲は、本契約に明記された義務を甲の故意または過失に基づき履行せず、直接乙に損害を与えた場合にのみこれを賠償する責任を負担します。

第14条 [免責事項]

甲は次の各損害及び責任については、乙に対し、何ら義務を負いません。

- (1) 運輸機関の遅延、ハイジャック、テロ行為、盗難等による乙の損害
- (2) 天変地異、政変、動乱、ストライキ、テロ行為等の不可抗力によって発生した乙の損害
- (3) 教育機関等の留学先及びホームステイ先における、盗難・事故・係争・不利益など乙が留学国滞在中または渡航中に受けた損害
- (4) 乙の留学国渡航中、滞在中、及び留学国での旅行中に発生した交通事故を含む事故、怪我、病気等に対する責任
- (5) 乙による麻薬、覚醒剤、その他の薬物の使用、所持または飲酒、喫煙及びこれに関連して起こった全ての損害と責任
- (6) 為替、物価の変動等による学費や滞在費等の改定による乙の出捐
- (7) 乙の意思により留学を取り止めた場合の学費、滞在費等の残金返金等の責任
- (8) 乙の異性との交友に起因して乙に生じた損害についての責任
- (9) 乙が留学国に入国を拒否されるか、査証が不許可になった場合の責任
- (10) 甲が乙のために行う渡航前の現地留学生活に関するオリエンテーションに参加しなかったために発生した乙の損害
- (11) 乙が、留学国滞在のための海外旅行傷害保険（留学生保険）に加入しなかった場合の、現地におけ

る事故、病気時の補償

(12) 乙の留学国の法令・風俗・道徳および研修先の教育機関の規則等の無知により乙が受けた損害等についての賠償責任

(13) 現地アドバイザーが、甲の業務の範囲外の行為により乙に損害を与えた場合の責任

※以上の免責事項に該当する場合、支払われた費用、所用実費は返金されません。

第15条 [連絡の方法]

本プログラムでは、乙へのサポートをよりスムーズに行なうため、乙のご両親等の法定代理人は、日常の連絡を甲の日本側の担当者に行なうものとします。甲からの指定がない限りは、乙のご両親等の法定代理人は、直接甲の現地アドバイザーに連絡をしないものとします。但し、事故、怪我等の緊急時は除きます。

第16条 [研修成果の不担保]

本プログラムは、甲が乙に、乙の留学生生活をサポートするサービスを提供することを目的としています。従って、語学及び学力の向上などの留学先での研修成果や、留学後の進路の保証、ホームステイ等の滞在先に対しての満足、その他留学による心理的満足を保証するものではありません。

第17条 [有効期間]

本契約は乙が渡航した日から乙が帰国するまでの期間とします。ただし、期間満了前に帰国する場合は、特段の意思表示が無い場合には、乙の帰国日を契約の終了日とします。

第18条 [損害賠償義務]

乙が故意または過失により甲または第三者に対し損害を与えた場合は、乙は直ちに損害の賠償をしなければなりません。

第19条 [準拠法令等]

本契約の解釈および本契約に定めない事項については、日本国内の法令および慣習によるものとします。

第20条 [裁判管轄]

本契約および本プログラムに関して生じた紛争の裁判管轄は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第21条 [約定の変更]

本契約は、事情により甲乙双方の合意のもと変更されることがあります。

第22条 [発行期日]

本契約は、2020年2月18日以降に申し込まれる契約に適用されます。

甲：
東京都渋谷区東 3-16-3 エフニッセイ恵比寿ビル 1F
株式会社 ICC コンサルタンツ
代表取締役 曾 根 靖 雄

乙：
住所
電話
氏名
年齢 満 才

わたしは、上記契約内容を了解の上、本契約締結につき同意しました。

法定代理人
住所
電話
氏名 印
続柄

法定代理人
住所
電話
氏名 印
続柄

年 月 日